

平成二十四年十月一日付け佐賀県公報号外第二号中訂正

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第一項に規定する徴収金基準の一部改正（佐賀県告示第二百五十八号）中

頁	箇所	誤	正
1	右から一一行目から一二行目	児童入所施設徴収金基準	児童入所施設徴収金基準額表